

第 6 回外郭団体見直し検証専門部会までの結果整理表

1 重点検証団体以外の 36 団体

検証の対象団体 54 団体のうち、重点検証団体 18 団体以外の 36 団体については、現行の改革基本方針に沿って見直しを進める。

2 重点検証団体（18 団体）

(1) 改革基本方針を修正しない団体（3 団体）

団体名	改革基本方針修正の方向性
社会福祉事業団	方針に沿って見直しを進める。ただし、以下の経過措置を講じる。 ・事業団改革のため、本部に H 2 0 まで県職員を派遣。 ・西駒郷に H 2 2 まで県職員派遣、H 2 4 まで財政的関与。
文化振興事業団	方針に沿って見直しを進める。ただし、以下の経過措置を講じる。 ・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、H 2 3 まで県職員（管理職）を派遣。 ・指定管理者制度導入に伴う対応の整理があいまいであり、早急に事業団の役割を明確にしていくことが必要。
建築住宅センター	方針に沿って見直しを進める。ただし、以下の経過措置を講じる。 ・構造計算適合性判定業務対応のため、H 2 0 まで県職員を派遣。

(2) 改革基本方針を修正する団体（12 団体）

団体名	改革基本方針修正の方向性
林業公社	「存続」 ・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
道路公社	「H 3 8 事業期限到来時に廃止」 受益者負担により建設コストを賄うことを前提にして事業実施した道路について、いつ無料開放するかは、県議会を含めて県として判断すべきこと。 専門部会としては、県民の負担となる県財政への負担と早期無料開放による効果の比較、国の認可が得られるか見通しが無い状況を考慮すると、H 3 8 の事業期限到来時に無料開放し、公社を廃止するという考え。
住宅供給公社	「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。
テクノ財団	「県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
暴力追放県民センター	「県関与の継続」 ・活動に支障を生じないよう財政的支援を実施。

団 体 名	改革基本方針修正の方向性
消防協会	「県関与の継続」 ・消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討。
中小企業振興センター	「県関与の継続」 ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため、体制強化が必要で、それに対して県は責任がある。プロパー職員も養成しながら、県職員が現場で腕を磨く研修の場としても活用するため、県職員を派遣。
信用保証協会 農業信用基金協会	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない。)
農業担い手育成基金 農業開発公社 農業会議	「これまで実施してきた事務局統合などの効率化された体制を今後も継続することとし、統合は実施しない。」

(3) 次回(第7回)更に検討するもの(3団体)

団体名	所管部局及び団体の主張	主な検討事項、論点
長寿社会開発センター	「県関与の継続」 ・老人大学をセンターへ委託。 ・県職員派遣、人件費補助は継続するものの他団体との事務局統合により事務局体制を整備。	団体の役割を明確にし、団体が自立性を発揮していく方向で、事業を再検討することが必要。
土地開発公社	「存続」 ・組織・人員体制のスリム化(新規の職員採用は行わず、業務量が増える場合は県からの派遣等で対処)	土地公の持つ機能は必要。その理由により存続するのであればよい。 H25以降プロパー職員4名では、専門性の維持は困難。専門性を理由とした存続は認められない。 法制度などが変われば、前提が変わることを明確に。産業団地は別会計にして、県民にわかりやすく示すべき。
下水道公社	「県関与の一部継続」 ・プロパー職員の育成を進め、県職員派遣は、おおむね5年後に廃止。 ・流域下水道の管理業務は、引き続き公社に委託。	現状では、現在の管理方法とすることにも理由がある。 しかし、この方法ありきで固定化するのではなく、一時的なものとして位置付けるべき。 今後民間が育ってくれば、公社と民間とを同格の存在としてとらえて、競争性を持たせることによって効率化が図られる。それを踏まえた将来の「あるべき姿」をふまえて公社のあり方を示すべき。